

平成30年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

平成31年1月25日（金）

平成31年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成31年1月25日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 平成31年1月25日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (15名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	4	藤永 茂 君
5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君	7	和田 貞子 君
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君	10	山下 夕見子君
12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君		
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君				

5. 欠席委員 (3名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
3	濱野 努 君	11	寶持 雅祥 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
2	吉野 裕 君	4	藤永 茂 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（後期）について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について(6件)

(4) 審議事項

第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第34号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第36号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について

第37号議案 農用地利用配分計画（案）について

第38号議案 非農地通知についてについて

(5) 協議事項

農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

①農地利用最適化推進会議（全体会）の日程について

②3月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君）事務局長。皆さん、こんにちは。只今から平成31年度第10回佐々町農業委員会総会を開会いたします。始めに藤永会長よりご挨拶をお願い致します。

会長（藤永 九市君）皆さん、こんにちは。一言ご挨拶申し上げます。今日は非常に良い天気恵まれてまして勿体ないような気がいたしますけど、近年に比べて今年の冬は暖かい冬じゃないかなと思っております。暮れの28日頃、寒波の影響で雪がちらついたぐらいで、後はずっと天気が良いと思っております。新年に向けて

皆様方もそれぞれ今年の抱負をもちながら今後頑張っていこうという事で過ごしていらっしゃるだろうと思いますけど年頭の挨拶にしては1月も後半になりました2月まで後4、5日しかございませんが、皆さまお忙しい中 第10回農業委員会という事でご案内申し上げましたところご都合いただきましてご出席いただきました事を厚くお礼申し上げます。残念ながら3人の方が諸事情によって欠席なされているようですけど、とりわけ本年に入って第1回目でもありますので皆さま方の審議を頂きたいと思っております。特に今年をご存じのように記念すべき年でもあり、5月1日天皇の即位式となり、元号が変わるという事になりますから平成元年から凝縮した中、二文字で今度の元号はどうなるのか、そういう状況の中で新しい元号に沿って元年というかたちの中で皆さんと同時に農業委員会に所属しております関係もあって記念すべき生涯の節目の年にあたりと私は解釈いたすところであります。その他選挙の年でもございます。統一地方選、7月には参議院選もございます。何かしら今年は忙しい年ではないかなという気もしていますけれども皆さま方農業委員としてあるいは最適化推進委員としまして頑張っていることに感謝申し上げます。今年も引き続きご尽力頂いてご活動していただきますことを心からお願いする次第でございます。今日は内容みてお分かりのとおり非農地通知の案件と(5)審議事項 農地利用集積計画の承認についての担当委員選定について行うようになっております。この両方で時間がかかるような気がします。休憩を取りながら進めなければならないだろうと思っております。ご意見いただきながらご審議いただきますことをお願い申しあげながら挨拶にかえさせていただきます。どうぞ本日よろしく願いいたします。

事務局長(金子 剛君)事務局長。はい、ありがとうございます。本日の出席農業委員の方につきましては11名です。濱野努委員と寶持委員から欠席の届け出が出ております。推進委員さんにおかれましては4名出席です。大瀬委員から欠席の届出がでております。出席農業委員につきましては定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。佐々町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長をお願いいたします。

会長(藤永 九市君)議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり) それでは、これより議事に入ります。日程(2)の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規

定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号2番 吉野委員、議席番号4番 藤永茂委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。以上で日程(2)を終わります。日程(3)の報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議について、これにつきましては2人出席いたしておりますけど会長の立場であります私の方から報告をいたしますのでよろしくお願いします。それでは報告いたします。1ページを開いていただきたいと思います。1月18日(金)に午後1時半から5時過ぎまで長崎市の(長崎ワシントンホテル)で行われました。事務局長と2人で出席をいたしております。県下で13市8町21市町、総勢42名の全員出席のもとで年3回行われております前期中期後期、その後期にあたりますけれども会議が行われております。また研修会を合わせて行われている訳であります。会議内容(3)にありますように1から4番までは農業会議のスタッフの皆さま方がかわるがわる報告を頂いた訳でありまして5, 6, 7につきましては長崎県農地利用活用推進室という事で6番目も同じことというかたちの中で〇〇室長と〇〇課長補佐等が手分けして説明を頂いております。7番につきましては農業公社の〇〇次長から説明を頂いております。休憩を挟んで事例研修という事で1, 2とありますけれども1番につきましては雲仙市農業委員会の事務局長であります〇〇氏からアンケート実施状況についての事例報告を頂いております。2番目には話し合い活動による農地利用最適化の取り組みについてという事で講師として鹿児島県さつま町農業委員会事務局長〇〇氏という事でこの2点研修内容が非常に素晴らしかったと思っております。この2点につきましては若干触れたいと思っておりますけど、戻りまして会議内容の中の報告で農業会議の活動の進捗状況という中で、後期ですから一年間のまとめという事で報告を頂いた中で、すべて農地集積及び遊休農地の開所、それから非農地処理地の問題、農業者年金加入、農業新聞の購読合わせましてそれぞれの重点活動の取り組みを全て市町村別に報告を頂いた訳ですけど、佐々町につきましては全てがクリアをいたしております農地集積につきましては257%、18ヘクタールに対して46ヘクタールが実施できているという事と遊休農地の開所につきましては5ヘクタールの目標に対して15ヘクタール適正な非農地処理、今日出てまいりますけど9町に対して14町、約155%の達成率となっております。農業者年金は1に対して1、100% 全国農業新聞については足りないという事もあって事務局長の努力等もいただいて28に対して28クリアして100%、当然その中で農業委員の中での購読者数はどうかというと、皆さま方のご協力を頂いて18人中18人で100%、佐々町は非常に優秀な実績になっているようでござい

ます。その事の報告を頂いたような次第であります。その他については時間がないようですので省略したいと思いますけれども、最後の4番の事例研修についてちょっとふれたいと思いますが、雲仙市農業委員会の事で簡単に報告したいと思います。済んでいるところが殆どですが、雲仙市はちょっと遅れていてなぜかという去年の8月に一番最後に遅れて新制度に移行しているわけで、その後からこれを進めたのかたちの中でもう遅いような気がしますけど、微妙に慎重にされているところに私は注目したんですけれども、中のただ調査のみで終わるだけではないという事でなんと2年に渡っての計画をたてておられるようで、つまり来年の3月31日までに詳しく慎重にやっていきたい、色々な意見が多数であります、なんで必要なのかとか事業効果あるのかとかそれぞれ委員の皆様からも疑問があったりして簡単に取組めない状況下にあったという事と一番問題なのが土地持ちであって非農家、相続等がわからないそういうのも全部知っていく必要がある事も踏まえまして長い時間取っているという報告をいただいております。それから個人情報保持を徹底したいという事と貸し借りの調和を取れてちゃんとできるかも含みながら、とにかく慎重に進めていくために時間を取ってやっていくという事を資料に基づいて説明いただきまして、その意味からすると、事を簡単に済ませることではないしっかりとやらなければならないという事が非常に伝わってきた事例発表だったと思います。これについてはもっと詳しく言いたいですけれども、雲仙市農業委員会につきましては以上なようなことでもあります。それから2番目の話し合い活動農地利用最適化の取組みについての事でさつま町農業委員会でございましたけど、これにつきましてはこの前に行きました、いちき串木野市、鹿児島に行きましたけど、今度鹿児島が一番北部の方で3町が合併されて、さつま町、宮野木町、鶴田町の3町で2万1千くらいの戸数で農業者戸数は2千ちょっとの戸数とのことで取組んでおられますけど、非常に熱心にやられているところでいちき串木野市よりも数段多いように感じまして、ここを早くしてあげたらという感じで視察にはとても良いと感じて、ここが農業委員数が31名だったのが10名に減らしてあり、その中には認定農者6人女性が2人40代以下が1人と中立委員が1人で計10名でどうやってなされているのかと思っていましたら農地利用最適化推進委員を25名入れてあり、そういうかたちで合わせて35名が進められていて、現場をみて農地利用最適化に力を入れるとの状況でありまして、町長の強い意向でそういうかたちをとられているということでもあります。つまり町長が非常に農業に関して意欲を持って問題点重視しながら重きを置いているという事が言えると思います。そして事務局の構成も5名いまし

て全て専任職員であります。その上、臨時職員1人専任で置いて、ここが3町合併ですので支所もあると思いますが兼務職員が各支所に1名置いてあるという事で事務局の構成の段階でも農業に力を入れているという事がしみじみ感じております。現地調査も必ず毎月10日に推進委員と農業委員とで組みながらやっていると、それから総会を20日に、うちと同じく推進委員を含めて全員出席のもと行っているという事でありまして、総会の終了後班会をしながら熱心に最適化推進について協議をするという事でありまして、うちでも推進委員の全体会の会議を年に2回しておりますけどこれも随時行っているなど報告を頂いております。県の農業会議もよく調べて良いところを紹介し発表頂いた訳で、この資料を頂いておりますので局長と話しておりますが最適化推進委員の会議の中でこの資料を是非参考資料に添えていただければと思っております。全て説明する時間がございませんので、あえて申し上げたかたちだけで終わらせて頂きたいと思っておりますので、ご承知いただきたいと思っております。報告第1号につきましては終わらせていただきます。この事について皆さま方から質問がございましたらお受けいたします。ないようでございますのでこの第1号については終わらせていただきます。次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書(6件)につきまして報告をお願いします。

事務局長(金子 剛君)事務局長。2ページをお開きください。今回合意解約につきましては6件あがっております。それでは朗読説明いたします。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書 貸貸人佐々町平野免〇〇氏、賃借人佐々町平野免〇〇氏、下記の土地について貸貸借の合意解約をしたいので農地法第18条第6項の規定により通知しますという事でございます。土地の所在平野免字長田418-7地目台帳現況共に(田)、面積1,033㎡、同じく平野免字長田418-8地目台帳現況共に(田)、面積1,160㎡、同じく平野免字長田463地目台帳現況共に(田)、面積400㎡、同じく平野免字長田429-1地目台帳現況共に(田)、面積840㎡でございます。5番の貸貸借の解約の申入れ等をした日でございますが貸貸借の解約の申入れをした日が平成30年12月14日、合意解約の合意が成立した日が平成30年12月14日、土地の引渡し期間が平成31年3月9日でございます。これは中間管理事業に移行をしていただいた分の合意解約でございます。次3ページに貸貸借契約合意解約書を添付させていただいております。4ページには各筆の明細書を添付してございます。次5ページをお願いします。朗読いたします。農地法第18条第6項の規定による通知書 貸貸人佐々町木場免〇〇氏 賃借人佐々町木場免〇〇氏、下記の土地について貸貸

借の合意解約をしたいので農地法第18条第6項の規定により通知しますという事でございます。土地の所在迎木場免字古門1328-3地目台帳現況共に(田)、面積1,158㎡、次に木場免字飛石504地目台帳現況共に(田)、面積845㎡、次に木場免字飛石505-1地目台帳現況共に(田)、面積768㎡でございます。次に5番の賃貸借の解約の申入れをした日が平成30年12月25日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が平成30年12月25日、土地の引渡し期間平成31年3月9日でございます。この件につきましても中間管理事業へ移行した分の合意解約でございます。6ページをお願いいたします。農地賃貸借契約合意解約書、7ページに各筆明細書を添付いたしております。次8ページをお願いいたします。朗読いたします。農地法第18条第6項の規定による通知書 賃貸人佐々町迎木場免〇〇氏、賃借人佐々町迎木場免〇〇氏、下記の土地について賃貸借の合意解約をしたいので農地法第18条第6項の規定により通知しますという事でございます。土地の所在が迎木場免字扇坂1073-1地目台帳現況共に(田)、面積3,217㎡、同じく迎木場免字扇坂1073-2地目台帳現況共に(田)、面積370㎡、同じく迎木場免字扇坂1074-2地目台帳現況共に田、面積800㎡でございます。次5番の賃貸借の解約の申入れをした日でございますが、平成30年12月25日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日平成30年12月25日でございます。土地の引渡し期間が平成31年3月9日でございます。これも同じく中間管理事業への移行の合意解約でございます。9ページに賃貸借契約合意解約書、それから10ページに各筆明細書を添付いたしております。それから11ページをお願いいたします。朗読いたします。農地法第18条第6項の規定による通知書 賃貸人佐々町木場免〇〇氏、賃借人佐々町木場免〇〇氏、下記の土地について賃貸借の合意解約をしたいので農地法第18条第6項の規定により通知しますという事でございます。土地の所在が迎木場免字古門1323-1、地目台帳現況共に(田)、面積477㎡、同じく迎木場免字古門1324-1地目台帳現況共に(田)、面積404㎡でございます。次5番の賃貸借の解約の申入れ等をした日平成30年12月26日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日平成30年12月26日でございます。土地の引渡し期間が平成31年3月9日でございます。これも中間管理事業への移行の合意解約でございます。12ページに契約合意解約書それから13ページに計画の各筆明細書をさせていただいております。それから次14ページでございます。ここからは先ほどの差替えの分をご覧ください。朗読いたします。農地法第18条第6項の規定による通知書 賃貸人佐々町木場免〇〇氏、賃借人佐々町口石免〇〇氏、下記の土地に

ついて賃貸借の合意解約をしたいので農地法第18条第6項の規定により通知しますという事で、土地の所在が別紙のとおりでございまして16ページをご覧ください。木場免字鳥出590-1地目台帳現況共に(畑)、面積913㎡、同じく木場免字鳥出590-2地目台帳現況共に(畑)、面積633㎡、木場免字鳥出589-1地目台帳現況共に(畑)、面積442㎡、木場免字鳥出589-2地目台帳現況共に(畑)、面積1,067㎡、木場免字鳥出602-1地目台帳現況共に(畑)、面積797㎡、木場免字鳥出604地目台帳現況共に(畑)、面積1,643㎡、木場免字鳥出568-1地目台帳現況共に(畑)、面積1,150㎡、木場免字鳥出568-2地目台帳現況共に(畑)、面積60㎡、木場免字鳥出569-1地目台帳現況共に(畑)、面積1,528㎡、木場免字鳥出590-3地目台帳現況共に(畑)、面積24㎡でございます。14ページにお戻りください。5番の賃貸借の解約の申入れ等をした日でございますが平成30年12月25日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日平成30年12月25日で、土地の引渡し期間が平成31年3月9日でございます。この解約理由につきましては中間管理ではございません。一般の合意解約になりますが理由といたしましては現在、〇〇さんが木場の生産組合の代表で牛の飼料をここで今10筆のところで作られておられて、次の方に引き渡したいという事で次の方と当然契約をするようにいたしております。その折には中間管理事業の方に移行しまして契約を予定いたしております。次18ページをお願いします。朗読します。農地法第18条第6項の規定による通知書 賃貸人佐々町木場免〇〇氏、賃借人佐々町口石免〇〇氏、下記の土地について賃貸借の合意解約をしたいので農地法第18条第6項の規定により通知しますという事です。土地の所在木場免字鳥出597-1地目台帳現況共に(畑)、面積1,009㎡でございます。5番の賃貸借の解約の申入れをした日平成30年12月25日、賃貸借の解約の申入れ等をした日平成30年12月25日、6番の土地の引渡し期間平成31年3月9日でございます。この件につきましても先ほどの解約の理由と同じでございます。以上でございます。

議長(藤永 九市君) ありがとうございます。このことにつきましては前回12月の総会におきましても33件の中間管理事業切替による合意解約が行われたばかりでございますが、引き続いての合意解約の通知書でございます。この件についてご質問等ございましたらお答えいたしますが、いかがでしょうか。ないようですので報告事項につきましては終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。続きまして日程(4)、審議事項に入ります。第32号議案農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局からの

説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の 21 ページをお願いします。朗読説明いたします。第 32 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請書について、申請人譲受人 北松浦郡佐々町平野免〇〇氏、譲渡人 北松浦郡佐々町皆瀬免〇〇氏、農地の所在 2 筆ございまして 2 筆とも 皆瀬免字檜付 1 筆目が 447 番 1 地目台帳現況共に田、面積が 1,061 m²でございます。もう 1 筆が 447 番 4 地目台帳現況共に畑、面積が 117 m²、譲受後の耕作者が〇〇氏、申請の理由でございますが、譲渡人の希望によりまして売買による所有権移転を行いたいという事でございます。譲受人の経営面積（田）が 8,640.08 m²（畑）が 91 m²合計の 8,731.08 m² 譲渡人田の所有面積 2,498 m²畑 117 m²合計 2,615 m²でございます。譲受人の稼働人員は 2 名でございます。資料の 25 ページをお願いいたします。譲受人の方の所有地の農地面積でございますが、ここは自作地だけでございまして農地面積が全部で 8,731 m²そのうち（田）が 8,640 m²（畑）が 91 m²樹園地採草放牧地面積が 0 m²でございます。26 ページでございます。譲受人の作付の予定でございますけど、まず作付作物が田に水稻と野菜面積が 9,701 m²、畑が野菜 面積が 208 m²、農機具等の所有でございますが、トラクターが 1 台管理機 1 台を所有されております。（3）の農作業に従事する者という事で①農作業歴は 20 年という事でございます。②の世帯員等その他常時雇用している労働力という事で現在 2 名予定をされておりました、週末夫婦 2 人でそれから友人の協力等で米作りをしたいということでございます。27 ページをお願いいたします。4 番の（1）でございますが常時従事している者のお名前としましては譲受人の〇〇さんそれから、ご主人になりますけど〇〇さんという事でございます。年齢については 69 才、主たる職業としては無職でございますが農業のみ兼務で自営業という事でございます。権利取得者との関係は本人と夫という事でございます。その者の農作業への従事状況でございますが一応年間通してとの事でございますけど特にその中で作付の期間が 4 月から 10 月という事で予定をされております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、只今事務局の説明が終わりました。引き続き地元委員の説明をお願いしたいと思います。

9 番（濱野 卓也君）9 番。只今事務局の方より説明があったとおりでございます。審議の方よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、そういう事でございます。以上をもちまして第 32 議案については説明終わりました。これより質問等ございましたらお受けいたします。

何かこの件につきまして質問ございませんか。

17番（湯村 速雄）はい。字図か何か普通ついていまいませんでしたか。（私語あり）
事務局長（金子 剛君）事務局長。3条には付けていませんが、場所については〇〇さんに入って行く道がございます。〇〇さんのご自宅への入り口にある〇〇さんの家をご存じでしょうか。そこの裏手の農地になります。（私語あり）

議長（藤永 九市君）それでよろしいでしょうか。他にこの件につきましてございませんでしょうか。ないようでございますので、許可相当といたしまして決定したいと思います。ありがとうございます。次に第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の28ページをお願いいたします。第33号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、申請人北松浦郡佐々町口石免〇〇氏、農地の所在 口石免字舟人船71-3地目台帳（田）、現況（不耕作）でございます。面積が331㎡、転用の目的、牛舎の建築、施設につきましては牛舎1棟で建築面積が112.5㎡、申請の理由は農業経営規模拡大のためとの事で今回4条の申請があがっております。場所につきましては31ページをお願いいたします。真ん中の上に〇〇さんの家がございますが、右のちょっと上の所です、〇〇さんの家がございます、そこの先になりますけど今、〇〇さんにおかれましては申請地の下の所にすでに牛舎を建てられております。その上の所が今回の申請地という事でございます。次32ページをお開きください。ここに写真を載せております。現況についてはこういう不耕作ですのでこういった状況でございます。この③の下の方に牛舎の方が見えております。その上の部分でございます。それから36ページをお願いいたします。被害防除の計画につきましては（1）造成計画の内容でございますが、現状のまま利用したいという事でございます。それから被害防除の措置でございますけど法面保護をするという事で隣接地は全部が〇〇さんの所有地でございますので、被害の恐れはないという事で、もし被害がある場合は適時対応して処置するという計画でございます。それから近傍農地の日照、通風、耕作等でございますが、ここも隣接地は〇〇さんの所有地という事で被害の恐れはないという事でございます。それから排水計画でございますけど雨水については水路放流でございます、し尿等については牛舎内で敷料に吸着させて蒸発をさせるという計画でありますので、特段問題はないと思われま。以上よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、只今事務局長からの説明が終わりました。引き続き地元委員の説明をお願いいたします。

7番（和田 貞子）7番です。従来、子牛の出産用の牛舎として使われていた所が古くなって手狭になって作業効率も悪く事故にも繋がりがねないということで新しい牛舎を近くに増築したいという事でした。堆肥舎も完備されておりまして地主さんの土地ばかりで途中、林野が隣接していますけど何の問題はないと思われましたので皆さまのご協議のほどよろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、地元委員7番さんありがとうございました。以上事務局、地元委員の説明が終わりました。皆さま方からのご意見ご質問ございましたらお答えいたします。いかがでございましょうか。質問ございませんか。

17番（湯村 速雄）17番。地籍図を見ていまして地籍図の中に牛舎と書いてありますがたぶん43-1も牛舎ではなかったかなと思いますけど、一緒に作図した方が説明の為によかったのではないかと思います。

議長（藤永 九市君）はい只今の質問に対しまして事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。はい、おっしゃるとおりだと思います。43-1も牛舎でございましてここに記入させていただくようにいたします。（私語あり）

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。この件につきまして何か他にご質問ございませんか。

17番（湯村 速雄）17番。農地に牛舎を建てて用途変更だと思いましたが、建てた後に畑のままで変わらないのでしょうか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。これは転用になりますので、基礎を打たれるという事ですので、宅地等に地目変更になります。

17番（湯村 速雄）現在建っているところは畑のままになっていますよね。

事務局長（金子 剛君）事務局長。現在建っている所と言われますと。

17番（湯村 速雄）地籍図に牛舎（畑）とか牛舎（原野）となっていますが牛舎を建てた後もこのまま変わらないのでしょうか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ここは農地転用されているのですが地目変更されていないという事です。ただ現況で課税はされているので。例外規定では200㎡以内の例外規定であれば地目変更する必要はありません。農振地区であれば用途変更は必要です。

議長（藤永 九市君）よろしいでしょうか。他にございませんか。ないようでございます。それでは質疑を終わらせていただきます。採決を行いたいと思います。第33号議案について転用止むなしと思われる方の挙手をお願いいたします。はい、

ありがとうございます。転用止むなしという事で賛成多数によりご承認いただきました。県に進達することといたします。ありがとうございました。続きまして第34号議案 農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の37ページをお願いいたします。第34号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人北松浦郡佐々町石木場免〇〇氏、農地の所在 石木場免字石木場358-1 地目台帳現況共に(田)面積443㎡、もう1筆が栗林免字高原40-1、地目台帳現況共に(田)面積84㎡でございます。転用の目的につきましては共同住宅、施設についてはアパートでございまして1棟の8世帯という事でございます。建築面積が232.45㎡、駐車場が16台、耕作者が〇〇さん、申請の理由 共同住宅を建築したい為という事でございます。場所につきましては44ページをお願いいたします。この赤円の中の緑が申請地になりますが、一番左に清峰駅がございまして。元上佐々駅です。そこの前の町道神田線を挟んで上に登りあがったところなんです。ここが申請地でございます、46ページをよろしいでしょうか。写真になりますけどこの赤枠で囲っているところが農地の部分で今回の申請地になるんですけども、アパートが建つ範囲は、ここに木に隠れている家がございまして、ここも解体して、こちらまでかかってくるという状況です。それで48ページをお願いいたします。ここで黄色い部分がアパートの予定なんです。1棟の8世帯の予定をされております。排水計画についてはこの青の部分が雨水の水路排水でございまして。赤の部分が下水道の図でございまして。それから黄色い前に駐車場を予定されております。ここに13台止められるようにはなっていますが、予定では8世帯の1世帯2台を予定されておりますので13台では足りないという事で下の方に赤で囲ってある枠があると思っておりますけど、ここに3台駐車場を予定されております。計16台という事です。それから52ページをお願いいたします。被害防除の計画でございまして、まず申請地の造成計画の内容でございまして盛土を行うということです。最高0.2m、最低0.1m、切土が最高3m、最低0.4m、それから被害防除の措置として土留め工事をすると、擁壁を設けるという事でした。擁壁等ブロックで囲うため、土砂等の流出の被害の恐れはないという事でございます。それから近傍の農地の日照、通風、耕作等でございますけどここは建物の高さを加減するという事で建ぺい率等もきちんと計画に入っております。2階までの高さが7.515m、それから排水の計画でございまして、先ほど図で申しましたとおり水路に一旦流しましてそれから横に川がはしっているところがござ

いますが、そこに雨水は落とすという事でございます。それから汚水処理と生活雑排についてはここは下水道区域でございますので下水道に直結をするという計画でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤永 九市君）はい、只今事務局の説明が終わりました。地元員の説明をお願いします。

13番（坂口 隆英君）13番。今月の16日に行政書士の方と局長と私と午後から現場の方で立会いをいたしました。そして今も事務局の方から述べられたとおりでございます。見たところ建物は今建っている建物を解体して建物を建てるという事ではほぼ今度出ているところは駐車場という感じでございました。説明のとおり土留めと言いますかあれは石積擁壁でちゃんとしますという事で、こちらに別に3台確保してあった所も裏が3mぐらい高いような感じがしましたけどもここも擁壁を設けて土留めをしますという事でございました。雨水の方も今説明のとおり防火水槽の前を通過して横に川がありますのでここに町道にU字工を敷いて川の方に雨水は放流するという事でございましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。事務局及び地元委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。これにつきましてご意見ご質問等ございましたらお答えをします。何かございませんか。無いようでございますので質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。第34号議案について転用止む無しと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数により転用止む無しという事でご承認いただきましたので、県に審察いたします。次に移ります。第35号議案農地法第5条の規定による許可申請書について を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の55ページをお願いいたします。第35号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 申請人譲受人 佐賀市多布施〇〇氏、譲渡人 北松浦郡佐々町小浦免〇〇氏、農地の所在須崎免字葭ノ浦78-3 地目台帳現況共に（畑）面積227.81㎡ 転用の目的が個人住宅 施設でございますが個人住宅1棟の平屋建 建築面積が136.27㎡でございます。耕作者は〇〇さん、申請の理由は個人住宅を建築するためでございます。場所につきましては58ページをお願いいたします。役場の前の中央海岸線通りでございます、佐世保方面にいきますと、牛衛門が見えてくると思いますが、牛衛門から橋を渡りまして左手に曲がって元サントロペというレストランがございましたがそこを右に上がったところがこの申請地でございます。それ

から61ページをお願いいたします。ここに書いてございます。これが今回の個人住宅の土地利用の計画図でございますけど、青い部分が排水路雨水で黄色い部分が下水道、ここも下水道区域になっています。それから64ページをお願いいたします。被害防除の計画でございますけど申請地の造成計画の内容ですが現状のまま利用するという事でございます。次に被害防除でございますけど切り土盛り土もせず現状地番を整地して施工するため被害の恐れはないという事でございます。近傍農地の日照、通風、耕作等でございますけども、ここについても隣接地にはブロック、擁壁等を設けて隣接農地等に影響がないように計画をたてたいという事でございます。排水計画でございますが、基本は水路放流になりますが一旦溜槽を家の横に置いて、それから水路に放流するという計画でございます。それから生活雑排水につきましてはここも下水道区域でございますので下水道管に直結をするという予定をされております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の説明をお願いします。

15番（森田 謙介）15番。今回初めて同行して調査させていただきましたけれども、この敷地は畑が広くて親子関係で貸したりされるようございまして周りには全部セメントがしてありまして排水溝から下水溝もちゃんと通っておりますのでその辺りにまっすぐ排水するという事で、周りには全く迷惑がかからないような状況でございますので、どうぞ皆さま方の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。地元委員からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見質問がございましたらどうぞ宜しくお願いします。

2番（濱野 努）2番。ここは間違いだと思いますが被害防除計画平成30年に日付がなっております。（私語あり）

事務局長（金子 剛君）事務局長。64ページですね、大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

議長（藤永 九市君）はい、訂正をお願いします。ありがとうございます。他にこの件につきましてご質問ございませんでしょうか。ありませんか。ないようございますので質疑を終わらせていただきます。これより採決をいたします。第35号議案について転用止む無と思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので転用止む無という事で承認いただきました。

県に進達することといたします。ありがとうございました。次に移ります。第36号議案それから第37号議案につきましては関連性がございまして、一括上程したいと思いますのでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。異議無という事でございますので一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。66ページをお願いします。第36号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成31年1月25日 佐々町農業委員会会長。次67ページでございます。計画書でございますが、佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書 番号1番権利の設定を行うもの（貸し手農家）佐々町木場免87（藤永隆）権利の設定を行うもの（借り手農家）長崎県尾上町3番1号長崎県農業振興公社理事長上田裕司 土地の所在2筆ございまして2筆とも迎木場免字古門 地番1323-1地目（田）面積477㎡もう1筆がございまして1324-1地目（田）面積404㎡ 権利の種類（賃借権）区域区分（農用地）今回の設定内容でございます物納の60kgを10年他3筆でございます。田の合計が一番下でございますが、12,844㎡、畑0合計12,844㎡でございます。次69ページをお願いします。第37号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成31年1月25日 佐々町農業委員会会長。70ページをお願いします。農用地利用配分計画書（案）でございます。番号1番権利の設定を行うもの（貸し手農家）長崎県尾上町3番1号長崎県農業振興公社理事長上田裕司 権利の設定を行うもの（借り手農家）佐々町木場免〇〇氏、土地の所在2筆でございます。2筆とも迎木場免字古門 地番1323-1 地目（田）面積が477㎡、もう1筆が1324-1地目（田）面積が404㎡、借り手農家耕作面積が36,067㎡、権利の種類（賃借権）区域区分（農用地）、今回の設定内容、物納60kgを5年他4件でございます。下の合計でございますが田が12,844㎡、畑0合計12,844㎡でございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さま方ご質問はございませんでしょうか。ありませんか。無いようでございますので質疑を終わらせていただきます。これより採決に入ります。一つ一つ採決いたしたいと思います。まず第36号議案農用地

利用集積計画（利用権設定）について承認されることに賛成される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。承認をいただきました。次に第37号議案農用地利用配分計画（案）について異議がない方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。引き続き承認をいただきましたので異議なしという事で長崎県の農業振興公社へ意見を提出する事といたします。次に第38号議案非農地通知について 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の71ページをお願いします。議案第38号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地については別紙のとおりでございます。平成31年1月25日佐々町農業委員会会長 72ページから今回非農地として皆様にパトロールをしていただいた結果をここに全部あげさせていただいております。75ページを開いていただきたいと思いますけれども、ここに合計で田が71筆、畑が133筆、合計204筆とございますけれども実際は全部で255筆でございました。減った理由といたしましてはこれを非農地にして良いかという事で所有者の方に通知を出しております。その結果やはり状況がどうあれ農地そのままにしていられないかというご要望があった所を差し引いて今回204筆合計の140,362㎡、14.1町で今回皆さま方にお諮りをしたいと思いますがこの上に番号と書いてある分が当然通し番号なんですけどこの連番というのが平成26年からのずっと連番になっております。今回は1199番から始まります。後ろに航空写真をこの連番の方の番号を載せてカラー写真で準備しておりますのでよろしくをお願いします。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。事務局から説明をいただきました。今お話のとおりこれにつきましては夏場の厚い時期でございましたけど皆さま方の農地パトロールを踏まえていただきまして町全体の筆数、今説明の通り204筆、140,362㎡という状況でございます。そういった事もありますから今局長が申しあげましたように対象地リストと航空写真等の再確認をしていただきまして決定したいなと思っておりますので暫時休憩を行います。休憩中にどうぞ確認をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。はい、8番質問ですかどうぞ。

8番（池田 邦義君）8番。今局長からお話がありましたように合計筆数が204筆とありますけど申請した部分では255筆あったわけでしょ。その分が減ったとい

う事は地主さんからの要望があつて減つたと思うんですけど、我々農業委員推進委員が回つて現場を確認して非農地としてあげているわけです。それを地主さんが非農地としてはしないと。という事は農業委員推進委員が回つてみてこれは非農地でいいのではという事で判定しているわけです。その管理は農地として非農地として認めないという事があれば我々農業委員推進委員が回つた時点で非農地化しているのにそれを地主さんは今後農地として管理されていくのでしょうか。その辺は確約と言つたらおかしいですけど、その辺は確実なんではないかと。結局また来年回つた時全然改良してなかったらまた判定をしないとイケないです。その部分だけを始めから農業委員、最適化推進委員に対してここは回らなくてよいと非農地にはしなくて良いという項目を設けてもらわないと同じところを毎年回らないとイケなくなります。その辺の資料の選別はしてもらいたいと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。おっしゃるとおりでございます。実際、農業委員さんが回られて非農地というところは当然もう今後再生不可能というところを判断されていると思います。所有者の方にも確認はしております。耕作されるのですかという事で連絡が入つた所には確認はいたしております。ただ、作れないですという事ではっきり回答されるわけです。それならなぜ非農地に地目変更されないのですか。とも聞くのですが、昔から田んぼ、畑の農地だったので、今さら変えたくないという理由が殆どです。私達も強制的には言えませんので、今、池田委員がおっしゃるとおり、来年度からは今言われた農地については当然チェックをして回らなくて良い方向で計画をたてたいと思っております。以上でございます。

8番（池田 邦義君）8番。今後そういう問題が必ず生じてくると思います。だから判定の時に回らなく良いように、はじめからやってもらつて、そうしないと同じところを何回も農業委員、最適化推進委員が回らないとイケなくなるので徹底してほしいと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、貴重なご意見でございます。ありがとうございました。

17番（湯村 速雄君）17番。管理されていない果樹園、柿とかみかんとか実際木は植わっているのですがあまり収穫した様子もないし荒れ放題の果樹園なども判断し辛いところもあります。山のようになっているのですが実際歩いてみたら果樹園だったり、シイタケの木、どんぐりの木が植えてあるところが山なのか畑なのかという所がその辺りはどのように判断しますか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。どんぐりの木であるとか栗の木とかそういった所も今回何件かあったと思います。ただ、その自然に生えている木、管理されている木もございますよね。

17番（湯村 速雄君）シイタケの木が植えてあるんです。

事務局長（金子 剛君）事務局長。それは管理されているわけでしょ。耕作者がいらっしやるわけでしょ。

17番（湯村 速雄君）管理とかはされていませんが木はしっかり植わっています。（私語あり）

事務局長（金子 剛君）事務局長。実際その非農地として地目変更したくないという理由の中の一つにはそういった栗の木とか植えていらっしやるところがあるんですね。そういった所で言われてきた分はこちらで把握していますが、その農地というのはどの辺になられますか。（私語あり）そこは所有者の方には確認はされていないんですよ。

17番（湯村 速雄君）植えてありますね。と言いますが（私語あり）

事務局長（金子 剛君）事務局長。管理されているところであれば無理に非農地にする必要がないのかなと思っておりますが（私語あり）非農地にする時に原野か山林に判断をしないとイケませんが、その判断は当然皆さまの審議であってその結果を法務局の方へ報告するというかたちになります。（私語あり）

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。田と畑というかたちの中でそれぞれ非農地か否かの判断しながら困ったと、樹園地としては位置づけしていなのですから樹園地は畑に入ると思います。樹園地としてみかんなどはわかりますが、どんぐりがはたして果樹になるのか疑問になりますけど、何にしても畑地としてみかんや跡地が佐々町では多く占めている状況下にあるかと思っています。それから8番委員さんのご指摘になされたこと、ごもつともだと思えます。ただ取り方によれば非農地と判断した中にもやっぱり復旧してやろうという考えで非農地にしないでという事が出たのかなと、良い方に考えればそう感じられますけれども、その後の状況管理につきましては今後ちゃんと見とくべきことだと思います。一年ぐらいは農地がどうなっているのか事務局の方で十分チェックしていただいて今後の一つの課題として進めていければと思っております。ありがとうございました。この件につきましては他にございませんね。それであれば申し上げましたように暫時休憩をいたしまして皆さん航空写真を見ながら再確認をしていただきたいと思います。それが大体終わればまた再開したいと思いますのでよろしくお願ひします。暫時休憩をします。

(休憩 午後 2時50分)

(会議再開 午後 3時30分)

議長 (藤永 九市君) それでは休憩以前に引き続き会議を再開いたします。第38号議案非農地通知についてということで航空写真及び対象地リストを参考にしながらそれぞれの皆さま方に分かれまして確認を頂いたところであります。その状況に応じて何か修正あるいは削除したいとかそれぞれのご意見等があるかと思しますのでそういうかたちで進めさせ頂きたいと思しますので変更もしくは異議がある方につきましては挙手をもって述べていただきたいと思います。そういう事で進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

16番 (林 勇作君) 16番。私達の地区につきましてはこの総会資料がきたのが21日頃にきたと思ひますが、これを見たときに半分以上は木場地区で大変多いという関係上、22日に木場地区の役員だけで寄って検討をいたしました。今日も図面を見ながら確認したわけですが今回は4筆ほど非農地の方から削除をして再確認したいと思ひますので、4筆ほどお知らせをします。73ページの63、64、65番、74ページ127番以上4筆を削除していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 (藤永 九市君) はい、ありがとうございます。その他皆さんございませんでしょうか。無いようでございますので、今一度事務局長から再確認報告をお願いします。

事務局長 (金子 剛君) 事務局長。今非農地の対象リストの中で協議をして頂いた結果削除という所が木場地区の方から出てまいりました。再度確認をさせて頂きたいと思ひます。まず73ページの番号63番、連番の1261番所在が木場免字鎌田368-1(畑)120㎡です。それから番号の64番、連番1262番所在が木場免字鎌田368-3(田)211㎡です。それから番号の65番、連番1263番所在が木場免字鎌田376(畑)326㎡、それから74ページの番号127番、連番1325木場免字開123-1(畑)168㎡この4筆が削除をしていただきたいと思います。以上でございます。

議長 (藤永 九市君) はい、事務局長が確認をいたしましたそのとおりですので、皆さんご了承いただきたいと思います。他に何かございませんでしょうか。無いようでございます。それでは採決をいたしたいと思ひます。第38号議案非農地通知について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。はいありがとうございます。賛成多数により承認をいただきましたのでこれにつきまして異議なしという事で所有者と及び相続人の方へ通知することにいたします。どうもありがと

うございました。以上第38号議案については終わらせて頂きたいと思います。
次に日程5の協議事項に入ります。農用地利用集積計画の承認について（利用権
設定）の担当委員選定について事務局からの説明を求めます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。77ページをお願いいたします。これは今回4月で
集計がくる分でまた再設定、それから中間管理機構へ移行したいというふうに考
えておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。1筆だけ朗読いたします。
77ページです。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の
1の（5）の規定による農用地利用集積計画書 番号1番です。権利の設定を行
うもの（貸し手農家）佐々町小浦免〇〇氏、権利の設定を行うもの（借り手農家）
佐々町羽須和免〇〇氏、土地の所在が須崎免字下須崎 地番523 地目（田）
面積1,091㎡のうち970㎡でございます。土地の名義人〇〇氏、権利の種類
（賃借権） 区域区分（農用地）前回の設定内容は物納2袋5年でございます。
後他67件でございます。全部の合計ですが83ページをお願いします。田の合
計が176,402㎡、畑の合計が4,654㎡、計181,056㎡でございます。
それから、指摘事項といたしますか、何筆かございますので皆さまに報告をいたし
ます。まず82ページをお願いいたします。82ページの62番と63番でござ
いますが、ここが借り手農家の方が〇〇さんになっております。この方につきま
しては借りているにもかかわらず耕作を一回もされておられません。これは毎年事
務局と地元委員と話をしているのですがどうしても耕作をされませんので今回、
これで次の方に借り手の方は移させていただこうかなと思っております。次が6
7番でございますけど〇〇さんと〇〇さんですが、〇〇さんが亡くなられており
まして、後の相続が見つからない状況でして、今推進員の大瀬さんの方に、
地元ですので〇〇さんの方に相続の方を、妹さんやお姉さんがいらっしゃるとお
聞きしているのですその方に連絡がつくように今調整をしていただいております。
それで契約を結びたいと思っております。ここは〇〇さんのお茶畑の一角ですの
でこれで終わったらちょっとお茶畑が作られないようになりますので、ここはど
うしても契約をしたいと考えております。それから68番が別紙の差替の分をご
覧ください。ここが〇〇さんと〇〇さん、この〇〇さんが今回畜産で新規就農者
で牛の方を就農されておりますのでこの方に借り手をお願いしようかと思ってお
ります。〇〇さんの所有地で飼料等を作れるところを確認していた関係上 議案
を発送した時の案には白紙で載せさせて頂いておりました。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。只今事務局の方から説明があり
ました。これにつきましては今お聞きの通り68件ございますし、ここで指名し

てどうこうとは言いませんのでまた再度休憩を行いまして、担当委員を決めていただきたいと思いますので暫時休憩をいたします。よろしくお願ひします。

(休憩 午後 3時43分)

(会議再開 午後 4時00分)

議長(藤永 九市君) それでは休憩以前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に担当委員を選定していただいたようでございます。これより順を追って担当委員の報告を頂きたいと思ひますのでよろしくお願ひします。事務局長お願ひします。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。休憩中に今回の農用地利用集積計画書の担当委員が決定いたしましたので事務局から報告をさせていただきます。77ページからお願ひいたします。番号①番が担当委員2番、②番が3番、③番が3番、④番が3番、⑤番が17番、⑥番が6番、⑦番が2番、⑧番が17番、⑨番が13番、⑩番が15番、⑪番が15番、⑫番が15番、78ページです。⑬番が15番、⑭番が5番、⑮番が5番、⑯番が2番、⑰番が6番、⑱番が16番、⑲番が16番、⑳番が4番、㉑番が4番、㉒番が4番、㉓番が3番、㉔番が18番、㉕番が9番、㉖番が10番、㉗番が12番、㉘番が12番、㉙番が8番、㉚番が4番、㉛番が2番、㉜番が4番、㉝番が4番、㉞番が4番、㉟番が4番、㊱番が4番、㊲番が4番、㊳番が4番、㊴番が2番、㊵番が4番、㊶番が10番、㊷番が15番、㊸番が10番、㊹番が13番、㊺番が12番、㊻番が3番、㊼番が3番、㊽番が3番、㊾番が3番、51番が2番、52番が7番、53番が12番、54番が8番、55番が2番、56番が15番、57番が3番、82ページです。58番が3番、59番が3番、60番が10番、61番が15番、62番が12番、63番が13番、64番が13番、65番が3番、66番が19番、67番が19番、68番が16番です。以上でございます。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。只今の担当委員の皆さま方から選定いただきましたことを事務局長より確認のため報告を頂いた次第であります。皆さま方に大変お世話をおかけしますがよろしくお願ひいたしたいと思ひます。尚、ご存じのとおりできますならば中間管理事業を通してという事を前提に皆さま方の利用集積に取り組んで頂きたいという事をお願ひいたしておきたいと思ひます。それではこの件につきましてはよろしいでしょうか。無いようでございますので、次の日程の(6)その他に入りたいと思ひます。事務局からの説明をお願ひします。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。それでは(6)その他①の農地利用最適化推進会議(全体会)の日程でございますけど、これが今年度から年に2回全体会をとい

う事で、前回は9月に開催いたしております。最後2月に、計画では2月になっているのですが部屋等がいろんな選挙があったりそういった事で部屋の使用ができないものですから3月の4日の週に開催をさせていただきたいと思っております。当然通知をいたしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは次の②の3月の定例会の日程でございますけども、予定では3月25日月曜日に総会の予定をさせていただきたいと思っております。五役会については3月18日に予定をさせていただきたいと思っております。それからちょっと戻りますけど2月の予定は当然前回予定をさせていただいておりますが、ここも部屋等の関係で変更をさせていただきたいと思っております。2月25日に予定をいたしておりましたが22日に変更したいと考えております。それで五役会を2月の15日に予定をさせてもらいたいと思っております。それから③のその他でございます。全国の農業新聞の件ですが、今日会長の方からも報告があったとおり今28名でノルマは達成しております。ただ、また購読中止とか言われる方が出てこられるかもしれませんので極力委員の皆様から推進の方をしていただきたいと思います。内容については毎週金曜日が発効日です。月4回で月700円になります。ですから年間で8,400円です。誰かいらっしゃれば事務局まで申し出ていただければ非常に助かります。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（藤永 九市君）その他について①、②、③続けて事務局長の方から説明が行われました。これについて質問ございましたらお受けいたします。

2番（吉野 裕君）2番。先ほどの利用権設定の期限はいつまででしょうか。

事務局（金子 剛君）事務局長。失礼しました。先程の利用権設定の契約の件については2月いっぱい期限をさせていただきたいと思っております。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。2月いっぱいまでにという事でございます。皆さま方のご尽力よろしくお願いいたします。他にございませんか。

16番（林 勇作君）16番。同じく利用権設定の件ですが木場の〇〇さんのところにつきましては〇〇さんが借りられるという事ですけど中間管理機構について問題はないのでしょうか。

事務局（金子 剛君）はい、〇〇さんの方にも中間管理事業の内容も説明しましてそちらの方に加入していただくようには伝えておりますので、ご存じですので、よろしくお願いいたします。

16番（林 勇作君）はい、分かりました。


議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。そういう事でございます。他にありませんか。無いようでございますのでこの第10回の会議を終わりたいと思っ

ております。今日申し上げましたように審議事項の中の非農地通知について休憩を挟んで時間がかかってしまいました。皆さんに本当にありがたく思っております。それから利用権設定の担当につきましては休憩を行いながら進めてまいりました。そういった皆さま方のご協力を頂いていつもより長くなったような気がしますけれどもご審議を頂きましたことについて心から感謝申し上げたいと思います。以上ももちまして閉会いたします。

(閉 会 午後4時00分)

上記のとおり相違ありません。

会 長 藤永九市

会議録署名委員 吉野 裕 

会議録署名委員 藤永 茂 